

西条市農業委員会 平成30年度第7回総会 議事録

1. 日 時 平成30年10月5日(金) 午後2時00分から午後2時50分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.50%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	20番 佐伯 祐介
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	21番 玉井 明
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	15番	山内 隆	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	
	9番	長谷川 孝師	19番	玉井 一男	

○欠席者氏名

4番 加藤 武司 17番 青野 武 18番 佐伯 賢造

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	11番	栗田 房信	23番	永井 正幸
	2番	石橋 和敏	12番	森田 忠茂	24番	石川 清幸
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	25番	渡部 靖
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	眞鍋 幸正	29番	曾我 敏数
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正	30番	今井 文雄
	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一		

○欠席者氏名

4番 高橋 豊重 16番 瀬良 隆彦 18番 四之宮 明 21番 高橋 寿夫

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条に係る農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定についてびみょう
議案第7号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令による承認（廃止）について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 谷本 仁志
事務局次長 渡邊賢一郎
事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。
西原 昇 委員、長谷川孝師 委員の両委員をお願いいたします。
なお、欠席届出が、農業委員 4番 加藤武司 委員
17番 青野 武 委員、18番 佐伯賢造 委員
推進委員 4番 高橋豊重 委員、16番 瀬良隆彦 委員、
18番 四之宮 明 委員、21番 高橋寿夫 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申

議 長	<p>請を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。事務局、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>事務局の渡邊です。よろしくお願ひします。失礼して、着座にてご説明させていただきます。4ページをお願ひいたします。</p> <p>83号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>84号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>85号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>86号は、〇〇氏が、父である、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>87号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>88号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>89号及び90号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏、並びに、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>91号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>92号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>93号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>94号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上、12件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>農地法第3条の申請について、以上12件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひます。83号から、順次、お願ひいたします。</p>
地区委員	<p>83号 問題ありません。</p> <p>84号 問題ありません。</p> <p>85、86、87号 問題ありません</p> <p>88号 問題ありません。</p> <p>89、90号 問題ありません。</p>

地区委員	<p>9 1号 問題ありません。</p> <p>9 2号 問題ありません。</p> <p>9 3号 問題ありません。</p>
〇〇委員	<p>9 4号 問題はありますが、ちょっと報告しておきます。</p> <p>昨年、庄内の3委員で、3条許可申請の関係で、ここに名前はございませんが、この土地の元の地主であり耕作者である、〇〇さんに会いました。私の印象ですが、〇〇さんは、非常にまじめですが、経済感覚に乏しい人ではないかと思っている。それで、〇〇さんは、ここに書いている、〇〇さんから多額の借金がある。そして、〇〇さんは、元は〇〇市の方で、不動産のブローカーです。そんな関係で、先ほど事務局の方に聞きますと、この〇〇さんが、大きな交通事故の関係で、今、リハビリを毎日しているそうです。それで農業ができなくなったのかどうか、私は〇〇さんにはお会いしていませんが、その〇〇さんが、〇〇さんに、今回、農地を売るということで3条許可申請を出されました。〇〇さんは、元〇〇の出身で、非常に意欲的な農家ですので、この案件については、問題ないと考えております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、12件を原案どおり許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第4条関係</p> <p>次に、8ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。</p> <p>15号は、〇〇氏が、アパートを建築しようとする申請でございます。</p> <p>16号は、〇〇氏が、耕作地等への進入路として転用しようとする申請でございます。</p>

事務局 17号は、〇〇氏が、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に、資材置場として使用されており、その、是正案件でございます。

18号は、〇〇氏が、宅地拡張を行おうとする申請でございます。申請地は、既に宅地化されており、その、是正案件でございます。

なお、是正案件である、2件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。以上4件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 農地法第4条の申請について、以上4件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。15号から、順次、願います。

委員一同 15号 問題ありません。
16号 問題ありません。
17、18号 問答ありません。

議長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上4件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

次に、12ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

72号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名 から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

73号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、老人福祉施設を建築しようとする申請でございます。

74号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

75号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から、所有権移転を

受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に一部が宅地化されており、その、是正案件でございます。

76号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

77号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、アパートを建築しようとする申請でございます。

78号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、アパートを建築しようとする申請でございます。

79号は、〇〇会社 が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

80号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

81号は、〇〇会社 が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

82号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、アパートを建築しようとする申請でございます。

83号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

84号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

85号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

86号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

87号は、〇〇会社 が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

88号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

89号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地拡張を行おうとする申請でございます。申請地は、既に宅地として使用されており、その是正案件でございます。

90号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

91号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

92号は、〇〇会社 が、〇〇氏から、賃借権設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

なお、是正案件であります2件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行

事務局	っております。以上21件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	農地法第5条の申請について、以上21件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひます。委員の皆さん、何かありましたら、願ひします。72号から、順次、願ひします。
地区委員	72号 問題ありません。
〇〇推進委員	73号ですが、台風24号の通過時に、現場付近を見た際に、排水に懸念を持った。周辺は、資材置場、宅地開発等で状況が様変わりしているが、今後、この土地を開発するにあたっては、周辺農地への排水等の懸念が払拭できるように、実施していただきますよう申し添えて異議なしといたします。
地区委員	74、75号 問題ありません。 76号 問題ありません。 77号 問題ありません。 78号 問題ありません。 79号 問題ありません。 80、81号 問題ありません。 82号 問題ありません。 83、84号 問題ありません。 85号 問題ありません。 86号 問題ありません。 87号 問題ありません。 88号 問題ありません。 89号 問題ありません。 90、91号 問題ありません。 92号 問題ありません。
議長	ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上21件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地転用事業計画変更関係

議 長 次に、16ページ、議案第4号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。17ページをお願いいたします。

6号は、〇〇会社 が、建売住宅の、建築棟数を、1棟から2棟に変更しようとする申請でございます。

本件は、平成22年9月にご審議いただき、許可を受けた案件でございます。

当初、1棟での販売を予定しておりましたが、建売総額が高額であったことから、買い手のニーズに合わず、やむを得ず、敷地を2分割し、2棟での販売に変更するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 6号 問題ありません。

議 長 その他、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更について

次に、18ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

5号は、〇〇氏が、申請地を「果樹農業好循環形成総合対策事業」以下、事業と申しますが、の事業区域とするため、農用地区域、いわゆる青地へ編入しようとする申請でございます。

〇〇氏は、現在、申請地においてゼスプリゴールドキウイを栽培しておりますが、平成26年の「かいよう病」発生以降、徐々に

事務局 収益が落ちてきているため、今回、事業を活用し、「かいよう病」に強い品種へ改植し、経営の安定化を図ろうとするものでございます。対象圃場が青地であることが、事業の採択要件の1つであることから、今回の申請に、至ったものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願ひいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願ひします。

〇〇委員 今、次長から説明をいただいてよくわかったが、最初は、私たちのところに19ページの用紙1枚が届いただけで農業委員の意見をお願いしますということであった。

今、説明のあった「果樹農業好循環形成総合対策事業」というのは、私がHPを確認して、国の事業であることがわかった。市、県も咬まない国の事業であり、中身は、果樹の改植にあたり10a当たり23万円の定額補助、改植後4年間の未収益期間については、22万円を出すという事業内容である。このような事業内容が農水省のHPを取ってわかった。

それと、もう1点は、〇〇さんの経営計画が、おおざっぱな経営計画、利用計画が、例えば、平成33年に、〇〇部会が一斉に立ちあげてやるんだというような、計画書でも私たちに見せてもらわないと、圃場を見て、私も半日かけて全部の圃場を見て回りましたが、新しく植え替えをしている圃場もあるし、そうかと思えば、非常に古いキウイフルーツもある。

これを1町1反全て改植して〇〇万の補助金をもらうのかどうか、そこらも十分判定できませんので、今後、これを機会に、後で自分で手間をかけて、農水省のHPを取ってみて、この事業は、青地でなければならないとか、将来ともその地域の担い手農家しか対象にならないとかいう事を、条文に書いている。そういう資料もない中で、農業委員だから現地で判断してほしいということは、ちょっとむごいような気がする。今後、このような案件が出た場合には、事務局の方にお願ひしたいのだが、今申しました、事業内容と、耕作者のおおざっぱな計画書くらいは資料として添付していただいて、現地で判断していただきたいというような指示をしていただきたいと思う。よろしくお願ひします。

事務局 大変申し訳ございませんでした。今後、より詳しい資料等添付させていただけたらと思います。ご容赦いただけたらと思います。

〇〇委員 それと、私は、農業委員ですから、行政の立場ではございません。西条市農業水産課が行政の立場になると思うが、100%国の補助事業で、現地監査があるかと思いますが、私の見る限りでは、こんなことを言っているかどうか分からないが、〇〇部会の方が、全部このとおりにやるのかどうか疑いを持っている。これは、行政の立場が確認するわけですから余計なことかも知れませんが。〇〇さんの圃場を見る限り、はたして1町1反、全部切るのだろうか、改植するのだろうかというところは、ちょっと疑問に思う。そういう点で、将来の計画を内々で見せていただくと、こういう事かということがよくわかるので、重ねて、事務局の方にもそのあたりを強くお願いしたいと思う。

事務局 そのあたり、市長部局の方にもお伝えさせていただきますし、こちらとしても十分気を付けたいと思う。

〇〇委員 もう1点は、農水省の情報を見ると、将来のその地域の担い手農家ということになっているが、90歳近くの方を見ていいののかどうか気になる。まあ、色々問題点がありますがよろしく願います。

議 長 この件につきましては、我々も色々見えないところがありますので、農業水産課にも確認し、また、ご報告させていただきたいと思う。他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、1件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画関係

次に、22ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

事務局	<p>詳細につきましては、議案書25ページから、35ページとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、54件、面積は、13万5,539㎡となっております。</p> <p>また、所有権移転は、2件、面積は、3,662㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。</p>
<p>特定農地貸付に関する承認（廃止）について</p>	
<p>次に、36ページ、議案第7号、特定農地貸付に関する法律施行令による市民農園の廃止の承認についてを議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。</p>	
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。37ページをお願いいたします。</p>
<p>本件は、〇〇法人の、市民農園閉園に伴い、特定農地貸付廃止の承認申請が提出されたものでございます。</p>	
<p>申請地は、平成25年10月、〇〇法人の市民農園開設に伴い、本委員会において審議、承認された案件でございますが、年々利用者が減少し、ここ数年は、市民農園として利用されていない状態となっております。</p>	
<p>また、今後、新たな利用者も見込めないことから、特定農地貸付廃止の申請が提出されたものでございます。</p>	
<p>以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>	
議長	<p>以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
地区委員	<p>1号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、当該市民農園の廃止を承認することといたします。

報告承認案件

議長 次に、議案書38ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。平成30年8月16日から、平成30年9月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、15件、農地法第3条の規定による許可の取消を、1件、それぞれ受理いたしました。

また、農地バンクへの利用登録申請も、1件、受理いたしております。本件につきましては、特に支障はなく、農地バンクへ登録ということで、ご了承をお願いいたします。

報告承認案件につきましては、以上でございます。

議長 何か、ご意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 無いようでございますので、これをもちまして、報告承認案件は終了させていただきます。

また、今の議題を持ちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。

〇〇推進委員 直接今日の会には関係ないが、この一週間か10日の間、新聞の折り込み広告の中に、不要な土地、どうにもできない土地、買い取ります。相談受けますというチラシが何回も入っている。

まあ、それで動けば、5条なりで農業委員会にかかってくると思うのだが、耕作放棄地が多い中で、民間の業者から頻繁にこのような広告が出ているが、どのような背景があるのか。

議長 太陽光に関しては受付を事務局で行っている。事務局で分かることがあればお願いしたい。

事務局 失礼します。事務局にもチラシが入った後とかに、太陽光での転

事務局 用ができるかという問い合わせがあるが、青地や、第1種農地では太陽光は設置できないので、おそらく業者も、チラシ等を使い、不特定多数に募集をかけたうえで、候補地を探しているのではないかとと思われる。

〇〇推進委員 立て続けに何回も入っているので、どうゆうことなのかお伺いした。広告が入った後は、それなりの動きがあれば問い合わせもあるだろうし、どんな背景になっているのかと思った。特に、太陽光などは、申請して、事業者が認められたが、機具の設置ができないものは、ある年限が過ぎると許可を取り消すということも起こっているし、小規模の太陽光だと、建築確認も出さないままやっってしまうような話も聞く。特に今の時期、相続ができていないような、そして管理ができていないような状態の人たちに、相続もこちらで全部やりますみたいなことを書いているので、よくある、家に眠っている貴金属買いますみたいなたぐいの話にならなければいいなという気がしている。

議長 あくまで、農地に関しての許可は農業委員会を通る。そういう事案が出てくれば、この会で、承認できる、できない等の判断はできると思う。

実際、今の売電単価からすると、一番高い時期で47円くらいだったものが、今はたぶん、18円くらいまで下がっていると思うので、新規で土地をきれいにしてやるというのは少なくなっていると思う。今までに設置してきた内容を見ると、ある程度高い時に契約しているものが残っているのが多く、新規になると比較的少ないのではないかという気はしている。

新しい情報があれば、また、提示したいと思う。

他にございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして総会を閉じます。長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る農地転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令による承認（廃止）について	原案承認

9. 閉会の日時

平成30年10月5日 午後2時50分